

令和8年4月28日

第 33 回

余市町農業委員会総会議事録

余市町農業委員会

- 令和8年4月28日午後1時30分より、農村活性化センター2階集会室において、第33回余市町農業委員会総会を余市町農業委員会会長 細山正己これを招集した。
- 定刻までに参集した委員は次のとおりである。

議席番号	2番	山本秀弘
〃	3番	川合一
〃	4番	落雅美子
〃	5番	宮野秀子
〃	6番	井川和彦
〃	7番	野呂栄二
〃	8番	松村宗雄
〃	9番	坂本純科
〃	10番	土居義和
〃	11番	石岡渡
〃	12番	梅田徹
〃	13番	池田裕之
〃	14番	片山裕
〃	15番	曾我貴彦
〃	16番	細山正己

- 本日、この会議を欠席した委員は次のとおりである。

議席番号	1番	中岡博晃
------	----	------

- 本日、この会議に参加したる者の職・氏名は次のとおりである。

余市町農業委員会	事務局	局長	佐々木孝太
	事務局	次長	佐藤隆広
	農地係	主任	本間敦也
	振興係	主任	中村利美

- 本日の日程は、次のとおりである。

議事録署名委員の指名

- 報告第1号 余市町農業委員会事務局職員の任免について
- 議案第1号 現況証明願いについて
- 議案第2号 余市町農業振興地域整備計画の変更に係る意見書について(区域除外)
- 議案第3号 農地法台5条の規定による許可申請について
- 議案第4号 農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積等促進計画(案)の決定について
- 議案第5号 農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積等促進計画(案)の決定について
- 議案第6号 余市町農業委員会の農地利用最適化推進委員の委嘱の有無について

(開会宣言の時刻午後1時30分)

細山議長

定刻になりましたので、ただ今から第33回余市町農業委員会総会を開会いたします。

ただ今の出席委員は、15名であります。

よって過半数に達しましたので、余市町農業委員会会議規則第10条の規定により総会は成立いたしました。

なお、本日、1番 中岡委員は所用のため、欠席する旨、届出がありましたことをご報告いたします。

本総会の傍聴について、ご報告いたします。

本会会議規則第30条の規定に基づき、報道関係者を除く一般傍聴人を10名に制限することをご報告いたします。

本総会に付議する案件は、報告1件、議案6件であります。

それでは、日程に入らせていただきます。

はじめに、議事録署名委員の指名についてをお諮りいたします。

一 同

議長指名

細山議長

議長指名ということですので、私の方から指名させていただきます。

5番・宮野委員、10番・土居委員のご両名にお願い申し上げます。

それでは、案件の審議に入ります。

報告第1号 余市町農業委員会事務局職員の任免についてを議題に供します。

番外から内容説明をいたさせます。

佐々木局長

ただ今、上程されました、報告第1号につきまして朗読説明させていただきます。

報告第1号 余市町農業委員会事務局職員の任免について。

令和8年4月1日付余市町人事異動に伴い、余市町農業委員会事務局職員を次のとおり、任免発令したので報告する。

令和8年4月28日提出、余市町農業委員会会長 細山正己。

記、職氏名、農業委員会発令事項の順に申し上げます。

事務局職員 篠原 司 余市町に出向を命ずる

本間 敦也 余市町農業委員会事務局職員に任命する

農地係主任を命ずる

兼ねて庶務係主任を命ずる

以上、報告第1号についてご報告いたしましたので、よろしくご審議の上



申請地につきましては、■■■■■から、■■■■■■■■■に入り、■方向へ■■■■■kmほど進んだ後、■方向へ■■■■m進んだ色塗部分の土地となっております。補足説明といたしまして、年月日不詳より雑種地として利用されております。今回の申請であります、現況証明後に地目変更登記をするものでございます。

以上2件の申請でございます。ご審議の上、ご決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

細山議長 ただいまの説明に関連して、申請番号1番につきまして現地調査を行った調査委員から、調査の結果並びに補足説明をお願いします。

4 番 申請番号1番の現況証明願いについて、4月21日、事務局を含め、池田委員、片山委員と私の3名の委員で現地調査を行いましたので、ご報告いたします。調査の結果、申請番号1番については、平成9年12月5日に農地法第4条の許可を受け、農家用住宅及び農業用倉庫として利用されているため、地目変更登記を行うために現況証明に係る申請があったものです。

以上の調査状況から、申請番号1番については本申請地に農地性は無く、農地採草放牧地以外であり「現況申請可相当」との意見で一致しました。

よろしくご審議の上、ご決定をお願いします。

細山議長 次に申請番号2番につきまして現地調査を行った調査委員から、調査の結果並びに補足説明をお願いします。

10 番 申請番号2番の現況証明願いについて、4月21日、事務局を含め、川合委員、梅田委員と私の3名の委員で現地調査を行いましたので、ご報告いたします。調査の結果、申請番号2番については、年月日不詳より雑種地として利用され、農地として利用していないため、地目変更登記を行うために現況証明に係る申請があったものです。

以上の調査状況から、申請番号2番については本申請地に農地性は無く、農地採草放牧地以外であり「現況申請可相当」との意見で一致しました。

よろしくご審議の上、ご決定をお願いします。

細山議長 事務局からの内容説明と調査委員の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。

議案第1号につきまして、ご異議ございませんでしょうか。

一 同 異議なし







■円 計■■■■■■円を追加し指定の口座へ振り込むものでございます。

18ページをお開き願います。

2、共通事項でございます。

19ページをお開き願います。

別紙所有権の移転を受ける者の農業経営の状況等でございます

20ページをお開き願います。

農用地利用集積等促進計画作成にかかる協議経過報告書でございます。

21ページをお開き願います。

申出地は、■■■■■■から■■■■■■■■■■に入り、■方向へ約■■■■km  
入った色塗り部分の土地となっております。

22ページをお開き願います。

農用地利用集積等促進計画作成に係る農地中間管理事業の推進に関する  
法律第18条第5項確認書でございます。

農用地利用集積等促進計画は、農地中間管理事業の推進に関する法律第  
18条第5項の各号に該当する必要があるとあり、当該申し出により作成された  
計画(案)の内容は、すべて要件を満たしていると考えます。

議案第4号につきましては、以上でございます。

続きまして議案第5号をご説明申し上げます。

23ページをお開き願います。

議案第5号 農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用  
集積等促進計画(案)の決定について。

農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づき、  
余市町長より意見を求められた、別紙、農用地利用集積等促進計画(案)に  
ついて決定し、同法第18条第11項の規定により、農地中間管理機構に  
対して計画を定めるべき旨の要請をすることについて、審議採決願いたい。

また、農地中間管理機構が計画(案)のとおり認可申請した場合は、即日  
認可することについて、併せて、審議採決願いたい。

令和8年4月28日提出 余市町農業委員会 会長 細山正己。

24ページをお開き願います。整理番号3 農用地利用集積等促進計画、  
借入(案)でございます。

1、各筆明細 農地中間管理権の設定を受ける者 ■■■■■■■■ ■■■

■■■■■■■ 農地中間管理権を設定する者 ■■■■■■■■■■■■■■■■ ■  
■■■■■

農地中間管理権を設定する土地につきましては、■■■■■■■■■■■■■■■■  
■ 地目、登記簿・現況とも■、面積■■■■■m<sup>2</sup> ほか■筆 合計■筆 面  
積■■■■■m<sup>2</sup>でございます。

当事者間の法律関係は、賃貸借であり、設定する農地中間管理権につ  
きましては、始期、令和8年6月1日、終期、令和18年5月31日、借賃  
■■■■■■円を 毎月12月20日までに、指定の口座へ振り込むもので  
ございます。

25ページをお開き願います。



1 4 番 P 2 1 計画予定地ですが、■■■■■につままして、面積が小さく見えます。また、■■■■■が雑種地と記載されているが畑ではないのか。

佐藤次長 1 4 番片山委員の質問にお答えいたします。■■■■■につまましては■■■■■の土地となり、面積としては適正であると考えます。また■■■■■につまましては、横に雑種地の記載がありますが、■■■■■に関する記載となりますので、ご理解願います。

細山議長 他に、ご異議ございませんでしょうか。

一 同 異議なし

細山議長 ご異議がないようですので、議案第 4 号につままして提案のとおり可と決定いたします。

次に、議案第 5 号につままして、ご異議ございませんでしょうか。

一 同 異議なし

細山議長 ご異議がないようですので、議案第 5 号につままして申請のとおり可と決定いたします。

次に、議案第 6 号余市町農業委員会の農地利用最適化推進委員の委嘱の有無について議題に供します。

番外から内容説明をいたさせます。

中村主任 ただ今、上程されました「議案第 6 号 余市町農業委員会の農地利用最適化推進委員の委嘱の有無について」提案理由をご説明申し上げます。

農地利用最適化推進委員につまましては、平成 2 8 年 4 月に改正施行された農業委員会等に関する法律で、従来の農業委員の機能が委員会としての決定行為と委員の各地域での活動の二つに分けられることを踏まえ、それぞれの的確に機能するよう、農業委員とは別に農地利用最適化推進委員を新設することとされております。

同法第 1 7 条第 1 項のただし書きに推進委員を委嘱しないことができる規定があり、その要件は、市町村の区域内の遊休農地面積の割合が 1 %以下、かつ、担い手への農地利用集積率が 7 0 %以上となっております。

これは、農地利用の最適化の推進が十分進んでいる市町村については、あえて委員と推進委員との間で機能を分担しなくとも、事務の効率的な実施が図られているという考えから、推進委員を委嘱しなくても良いとされ

ており、本町におきましては遊休農地面積及び担い手への農地利用集積率ともに要件を満たしているところでございます。

また、推進委員を委嘱しない農業委員会においては、現場活動についても委員が行うことから、各委員の担当区域を定めなければならないと規定（第17条第5項）されており、これに基づき当農業委員会においては委員の担当区域を定めているところでございます。

以上、農地利用最適化推進委員の委嘱の有無についての提案理由をご説明を申し上げましたので、よろしくお願い申し上げます。

それでは、議案を朗読説明させていただきます。

議案第6号 余市町農業委員会の農地利用最適化推進委員の委嘱の有無について

農業委員会等に関する法律第17条第1項の規定に基づき、余市町農業委員会の農地利用最適化推進委員の委嘱の有無について審議採決願いたい。

令和8年4月28日提出 余市町農業委員会 会長 細山正己

記 1、農地利用最適化推進委員は、農業委員会等に関する法律第17条第1項ただし書きの規定に基づき、令和8年7月20日以降も委嘱しないこととする。

以上、議案第6号 余市町農業委員会の農地利用最適化推進委員の委嘱の有無についてご説明申し上げましたので、よろしくご審議のうえ、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

細山議長 事務局からの内容説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。  
議案第6号につきまして、ご異議ございませんでしょうか。

11番 はい

細山議長 はい、11番

11番 ここには、農地利用最適化推進委員とありますけれども、農地流動化推進委員の委嘱を受けても、それとは別の話となりますか。

中村主任 11番石岡委員のご質問に答弁申し上げます。農地流動化推進委員は、農業委員会法で規定された委員でございまして、平成28年の法改正で推進委員を置くように改正されたところではありますが、当初から遊休農地や集積率等要件を満たしていたため、最適化推進委員を置いておらず、7月20日以降も置かないという議案でございまして、よろしくお願いいたします。

農林水産課の流動化推進委員は、担い手への集積を促すものであり、最

適化推進委員は地域のトラブル等も含めた担当となり、いろんな業務があつての推進員となります。また、流動化推進委員は町長が委嘱し、最適化推進委員は農業委員会が委嘱するものとなります。

細山議長 他に、ご異議ございませんでしょうか。

一 同 異議なし

細山議長 ご異議がないようですので、議案第6号につきまして申請のとおり可と決定いたします。

以上、本日もご提案申しあげました案件は、全て終了いたしましたので、第33回総会を閉会いたします。

皆様、お疲れ様でございます。

(閉会宣言の時刻 午後2時15分)

(本会議所要時間 33分)

この議事録は相違ないことを認め、署名する。

議 長 余市町農業委員会 会 長

議事録署名委員 余市町農業委員 5 番

議事録署名委員 余市町農業委員 10 番